

## 第2節 臨時免許状の取得方法

臨時免許状は、学校において普通免許状を有する者を採用することができないと認められる場合に限り、免許状の種類に応じ次の表の所要資格を有し、教育職員検定に合格した場合、免許状の授与を受けることができます。

免許状の種類	所 要 資 格		適 用 規 定
小学校 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
中学校 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
	実 習	3 職業実習に関し、6年以上実地の経験を有していること。	昭和29年改正法 附則第20項
	職 業	4 無線通信士、海技士等の資格を有していること。	施行法第2条第1項 第20、20の3号
高等学校 助教諭免許状	1 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得していること。 2 高等専門学校を卒業していること。 3 旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業していること。		免許法第5条第5項 ただし書き
	4 高等学校を卒業していること。 5 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		昭和29年改正法 附則第7項
	実 習	6 看護、家庭、農業、工業、商業、水産又は商船の実習に関し、9年以上実地の経験を有していること。	昭和29年改正法 附則第21項
	工 業	7 無線通信士、海技士等の資格を有していること。	施行法第2条第1項 第20、20の3号

免許状の種類	所要資格		適用規定
養護 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
	3 准看護師免許を有していること。 4 旧規則による保健師又は看護師免許を有していること。		免許法附則第7項
特別支援 学校 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
特別支援 学校 自立教科 助教諭免許状	理 療	1 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有していること。	免許法施行規則第65条第1項
	理 学 療 法	2 理学療法士免許を有していること。	
	音 楽	3 特別支援学校（聴覚障害）高等部の音楽専攻科を卒業していること。	
	理 容	4 理容師又は美容師免許を有する者で、特別支援学校（聴覚障害）高等部の理容科の専攻科を卒業していること。 5 理容師又は美容師免許を有する者で、4年以上理容に関する実地の経験を有していること。	
	特 殊 技 芸	6 免許教科の種類に応じ、特別支援学校（聴覚障害）高等部の相当課程の専攻科を2年以上修了していること。 7 免許教科の種類に応じ、10年以上の実地の経験を有していること。	
幼稚園 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項